

文永八年来日の高麗使について

—二別抄の日本通文史料の紹介—

はじめに

蒙古の、いわゆる日本招諭の直接的な行動は、西暦一二六六年(日本文永元至元三)に世祖が黒的・殷弘らを、当時蒙古の藩属国的立場にあつた高麗に派遣して、日本招諭の嚮導をなすべき旨を高麗王に命じたことに始まる。これ以後、蒙古は高麗を仲介として、日本の来貢を促すための使節を日本に派遣し、高麗もまた蒙古の意を受けて、単独に、あるいは蒙古使と同伴して、使節を日本に派遣し、これに応じた。こうした蒙古・高麗両国使の来日、および文永・弘安の役に至る経過、等については諸先学によつて明らかにされているので詳細はそれらに譲ることとし、ここでは文永八年(西暦一二七一・高麗元至元八)に来日した高麗使について考えてみたい。

さて、『吉統記』同年九月四日条によつては、『吉統記』同年九月四日条によつて、わざかにその一端が知られるのみで、全文は伝わらない。そして、これによつて、蒙古が日本に攻めてくることを伝えたことは明白に読みとれるが、「乞羅、此外乞救兵歟」については、この前後の高麗・蒙古の動静から考えて、一体誰が「羅ヲ乞」と、「救兵ヲ乞フ」のか理解できず、当時の人々もまた判断が容易でなかつたことが「状ニ就テ了見区分」とあることによつて推察される。

さて、朝廷では評定の結果、咒願文作成が決定されたが、その辞句をめぐつて問題が生じたことを伝えた『吉統記』同年九月二十三日条以降においては、この高麗使また牒状について何の記事も見えず、返牒の有無を始め、どのように処理されたのか明らかにできない。一方の幕府側の対応も、九月十三日附で「蒙古人可襲來之由、有其聞之間、所下遣御家人等於鎮西也」に始まる御教書が出されたことを知るのみである。

このように、今回の高麗使・同牒状に関する日本側の史料は少なく、朝鮮・中国両史料には全く伝えられていない。そのため、彼らの来日目的等は不明とする他にないのであるが、池内宏氏は、当時の高麗・蒙古の動静、および前述の日本側諸史料に基いて、次のように推察されている。趙良弼の渡海に先だち、高麗から予め其の事を報ずる使者の差遣せられたことを推知し得る。○中趙良弼の渡来に先だつた高麗の使者は、蒙古襲來の風聞を伝へたにちがひなく、それは上に引いた吉統記の文に「件牒状趣、蒙古兵可來責日本歟」云々とあるのを見ても明かである。さて、高麗は漫然かういふ使者を我が國に遣はしたのと思われる。

この後、朝廷では高麗牒状をめぐつて評定が続けられるが、牒状の内

石井正敏

ではあるまい。世祖の日本征伐の計画は、屯田経略使の設置となつて現はれたが、いよいよ征伐が実行せられるならば、さなきだに疲弊してゐる高麗は、過重なる負担の為めに、殆んど窮地に陥らねばならぬ。此の難局に際して活路を開かうとすれば、我が國を動かして蒙古の意を迎へしめる外、他に途はない。問題の使者の派遣は之を目的としたものではあるまいか。さうして趙良弼の一行の出発は、高麗の希望に依つて暫くの間見はされたのであるまいか。⁽⁸⁾ こうして池内氏は推測されている。そしてこの見解は現在に至るまで踏襲されており、通説と理解してよいであろう。但しこの見解では、問題の高麗牒状の内容、つまり高麗使来日の目的を伝える唯一の史料である前掲『吉統記』文永八年九月四日条の中の「蒙古兵可來責日本」の箇所については一応説明されているが、後半の「乞羅、此外乞救兵歟」という部分には触れられていない。

これに対し、根本誠氏は前掲の『吉統記』の記事について、

ここに蒙古兵とあるものは、高麗が蒙古の日本侵攻を告げたものと解すべきである。ただ最後の文がわからぬ。⁽⁹⁾ 中更に敢て判読すれば、主要問題のあとにこのような要求が書かれていたのかも知れない。即ち第二問題として食糧を売ってくれとか、救援の兵を頼むとかこれである。若しそうだとすればこの高麗は政府軍ではなくて、反乱軍であつたろう。

と述べ、問題の使節は、その頭猖獗を極めていた高麗三別抄の反乱軍からものであろう、と推測し、論を展開している。

このように、文永八年度の高麗使に關しては、大別して二つの見解があるが、ともに史料上の制約により、わずかに前後の状況から推測を加えられているにとどまっていると評することができるであろう。

ところで、史料編纂所保管文書の中に「高麗牒状不審条々」なる一葉の文書がある。まず本文を示すと左のごとくである。(口絵参照、括弧内の註、句読点、等は説明の便宜上、私に附したものである)。

「高麗牒状不審条々

一、以前状文永五年、揚蒙古之徒、成君臣之礼云々、今度状文永八年、韋龜^(改行)者無遠慮云々、如何、

一、文永五年状、書年号、今度、不書年号事、

一、以前状、帰蒙古之徒、成君臣之礼云々、今度^(×)状、遷宅江華近四十年、被髮左衽聖賢所惡、仍又遷都^(×)环鷗事、

一、今度状、端ニハ不從成戰之思也、奥ニハ為蒙被使^(×)云々、前後相違如何、

一、漂風人護送事、

一、屯金海府之兵、先廿許人、送日本国事、

一、我本朝統合三韓事、

一、安寧社稷待天時事、

一、請胡騎數万兵事、

一、達覈流許垂寬宥事、

一、奉贊事、^(貴朝)

一、遣使問訊事、

本文書は十二カ条から成るが、文永八年(西暦一二七一年・高麗文永五年(西暦一二六八・高麗元宗九・蒙古至元五年))度の高麗牒状を文永五年(西暦一二六八・高麗元宗九・蒙古至元五年)度の同牒状と比較して、不審に思われる箇所を抄出したものであることが知られる。すなわち、文中「以前ノ状」と称されるものが文永五年度牒状であることは第一・二条から分かり、一方の「今度ノ状」が文永八年度牒状であることは第一条によつて明らかであるが、それはまた第三条に「今状、江華ニ遷宅シテ四十年ニ近シ」とあることによつても確認される。つまり、高麗が蒙古の圧力を避け

て、開京から江華島へ遷都したのは、一二三一年(日本貞永元・高麗太宗四)のことであり、それから文永八年（一二一七）まで「四十年ニ近シ」という表現と合致するのである。

このように、本文書の第一～三条は、文永八年に齎らされた高麗牒状を、これより先文永五年に伝えられた同牒状(12)と比較して、その不審に思われる箇所を書き出したものであり、第四条以下は文永八年度の牒状の中で注意すべき箇所を抽出したものであることが知られる。そして、この文永八年度の高麗牒状とは、前掲の『吉統記』にみえる高麗牒状と同一のものと考えてよいと思われ、これまで『吉統記』の記事以外に全く知られていないかた文永八年度の高麗牒状に関する事実が伝えられる点で、本文書は貴重な史料というべきであろう。

さて、「高麗牒状不審条々」を通覧して気づくのは、文永八年度の牒状において、蒙古に対する非難・中傷が明らかに述べられていることである。

まず、第一条には「韋毳ハ遠慮ナシ」とある。この「韋」は「なめしがわ」、「毳」は「けおりもの・けがわ」の意であり、「韋毳」とは蒙古を指称するものとみてよいであろう。また、第三条には「被髮左衽ハ聖賢ノ惡ムトコロ」とある。説明の要もないであろうが、「被髮・左衽」とは「夷狄ノ俗」を意味し、蒙古を指すことは疑いなく、そしてそれは「聖賢ノ惡ムトコロ」であると述べているのである。

このように、蒙古を「韋毳」「被髮・左衽」等と間接的に指称し、蒙古に対する非難・敵意が強烈に表現されていることがまず注目されるであろう。特に、第一・三条に記しているように、文永五年度の牒状（註12）参看の場合に、高麗は蒙古に臣事していること、蒙古王は立派な人物である、故に日本もその德化に沿るようにと勧めていること、等が牒状全文に亘つて述べられているのと比較すると、まことに好対照と言わざるを得ない。そして、もし今度の牒状が通説のごとく蒙古使の来日に先立つてそれを知らせるものであれば、その内容が早晚蒙古側に漏れる

ことは十分予測できる筈であり、高麗朝廷が蒙古の圧力を考慮せずに敢えてこのような表現を用いた牒状を日本に送るとは考えにくい。むしろ、文永五年度の牒状のように、蒙古への入貢を日本に勧めることが高麗にとって最善の方法と考えられるのであって、蒙古に對する警戒心を煽るような牒状は逆効果と思われる。したがって、今度の牒状を、蒙古の意を体して高麗朝廷が送ったものとするには、疑問が抱かれる。

そこで、あらためて文永八年度牒状の主体、出された背景、等について、当時の高麗における情勢の検討を通じて考察してみたい。すでに触れたように、高麗にあつては、この頃三別抄の乱で国内が混乱している時期にあたっているのである。

三

さて、蒙古の高麗侵入は一二三一年(日本寛裕三・高麗太宗三)に始まつたが、翌年高麗では防衛のために、都を開京から、漢江・臨津江等の河口にあり天然の要害である江華島に遷した。これに対して蒙古は、しばしば開京へ還都するよう督促を加えたが、高麗朝廷は三別抄を中心として抵抗を続け、この勧告に従わなかつた。この頃、首都防衛軍として活躍し、反蒙古勢力の中心となつていたのが三別抄である。しかし、蒙古の還都要求は止まず、高麗朝廷がなかなかこれに応じないため、侵略を繰り返した。そのため受けた高麗の被害は甚大であった。こうした事態の中で一二六〇年(日本文忠元)に即位した高麗元宗は、親ら蒙古皇帝世祖の許に入朝して、対蒙古関係の改善・侵略阻止を企り、その帰途、蒙古の要求を容れて還都を決め、これを江華島に伝えた。時に一二七〇年(日本文永七年・蒙古)五月のことである。ところが、この決定が明らかになると、反蒙古感情の強い三別抄はこれに従おうとせず、六月一日には將軍裴仲孫・指揮官永禧らを指導者として反し、王族の承化侯溫を王に擁立し、官府を署置した。いわゆる三別抄の乱の勃発である。このように、国王を推戴し、政府機関を設置していることは、「三別抄の叛乱が単なる暴動で

なく、蒙古に屈服した旧国王、旧政府を否認し、新しい独立政府の樹立をめざすものであったことを⁽¹⁰⁾示している。彼ら三別抄は、江華島内の戦艦を悉く集め、公私の財貨および蒙古へ入朝した元宗の帰国を迎えるために島を出ていた臣僚の子女らを載せて南下し、八月には全羅南道の珍島に拠点を構えた。こうした三別抄の反軍に対し、高麗朝廷は蒙古の援軍を得て討伐を策したが成らず、逆に三別抄は周辺諸地域を侵略し、強大な勢力を誇っていた。しかし、翌一二七一年⁽¹¹⁾（日本文永八・高麗元）五月十五日に元⁽¹²⁾（蒙古、ヨノ年國）の洪茶丘を中心とする討伐軍により壊滅的な打撃を受け、承化侯温は殺され、裴仲孫もこの時戦死したらしい。わずかに金通精なるものが余党を率いて耽羅（全羅南道済州島）に逃れたが、彼らも一二七三年⁽¹³⁾（日本文永十・高麗乙）四月に平定され、三年に亘る三別抄の乱も終焉を迎えたのである。

以上、三別抄の乱を中心に、当時の高麗の情勢を概観してきたが、文永八年（一二七一）高麗の牒状が齎らされたのが、ちょうどこのように高麗国内が混乱している時期にあたることは注意すべきであろう。

四

さて、こうした高麗情勢を念頭において「高麗牒状不審条々」を読みかえしてみると、その第三条が注目される。そこには、「前回の状（文永五年度牒状）は「蒙古ノ徳ニ帰シ、君臣ノ礼ヲ成ス云々」と述べている。一方今回の状（文永八年度牒状）には、江華島に遷都して約四十年経つた。しかし、被髮・左衽つまり夷狄蒙古（の風俗）は聖賢の嫌惡するところである。そこでまた珍島に遷都した」と記している。とある。つまり、文永八年度牒状に「珍島ニ遷都ス」と記されていることである。前述のように、一二七〇年（文永七）還都決定に従わない三別抄の裴仲孫らは王族を擁立して江都に反し、さらに南下して珍島に拠点を設けたのである。すなわち「珍島ニ遷都ス」と述べるのは、決して正規の高麗朝廷ではなく、珍島に拠った三別抄側の表現と考えるのが最もふさ

わしいと思われる。

また、第二条には「文永五年度の牒状には年号を記しているが、今度のものにはそれを記していない」とある。朝鮮半島に興亡した歴代の王朝は、一部一時期独自の年号を用いた例もあるが、ほとんどは冊封関係にある中国の王朝の年号を原則として使用している。高麗の場合も、この頃は、文永五年度の牒状に、「我国臣事蒙古大朝、稟正朔、有年于茲矣」とあり、末尾に「至元四年九月日 啓」と記しているように、蒙古の年号を用いている。このように他国の年号を用いることは、自らがその国の附庸国という立場にあることを明示するものである。ところが、文永八年度の牒状には年号を記していないという。これはとりもなおさず独立の意志表示であり、したがって蒙古と強く結ばれていた高麗朝廷からの正式の牒状とは考え難い。一方、これを三別抄の反軍からのものと考えれば、十分にうなづかれるであろう。つまり、三別抄は蒙古を侵略者として敵視しており、反乱を起こし、独立政府を樹立した後にあって、蒙古の年号を使用することは到底考えられないのである。

以上のように、文永八年度牒状において、蒙古に対する非難・敵意を表明していること、年号を記していないこと、そして「珍島ニ遷都ス」と表現されていること、等により、今回の使節ならびに牒状は、すでに根本氏が推測されたように、正規の高麗朝廷からのものではなく、珍島に拠点を構えた三別抄からのものと考える。それはまた根本氏の論拠とされた『吉統記』の記事を以て裏付けとすることができよう。すなわち、前引の「耀ヲ乞フ、此ノ外、救兵ヲ乞フカ」という部分である。
『元史』⁽¹⁴⁾卷七世至元八年正月丙戌条に、

高麗安撫阿海、略地珍島、与逆党遇、多所亡失、中書省臣言、譏知珍島、余糧將竭、宜乘弱攻之、詔不許、令巡視險要、常為之備、

とあり、珍島の三別抄側に食糧が十分でなかつたことを知ることができ。文永八年度牒状が三別抄からのものであるとすれば、食糧の補給を求める、且つ蒙古を討つためと称して救援兵を要請したことも十分に了解

されるであろう。

五

これまで、主に「高麗牒状不審条々」の第一～三条に検討を加え、文永八年度高麗牒状は正規の高麗朝廷からのものではなく、珍島に拠点を構えた三別抄から送られてきたものに相違ないことを述べてきたが、本文書の他の条文については、記述が簡単であるので、種々の推測は可能であるが、字面上以上に文意を具体的に明らかにすることは困難である。ただ、その中の二・三について取り上げておきたい。

まず、第四条であるが、本条の「不從成戦」は、「従ハザレバ戦ヲ成ス」と読んで、蒙古の日本に対する威嚇を伝えたもので、『吉統記』に「蒙古兵、来リテ日本ヲ責ムベシ」とあるのと関連して考えるべきかと思われるが、「戦ヲ成スニ従ハズ」と読んで、蒙古の日本攻撃に従わない旨を示したものと理解することも可能であろう。しかし、「為蒙被使」の部分に恐らく誤脱があるものと思われ、訓釈共に明らかでないため、「前後相違」とする理由が分からず、全体の文意を理解することができない。

次に、第六条には「金海府に駐屯する兵士を、まず二十許人日本に送る」とある。この金海府(南道)に駐屯する兵士とは、高麗兵のことではなく蒙古兵のことと、今度の高麗使―実は三別抄の使―と前後して来日した趙良弼ら一行の訪日情報を伝えたものと思われる。すなわち、蒙古世祖は一二七〇年(宗十一・蒙古至元七)十二月、第五回目の日本招諭のための使節趙良弼と共に勿林赤らの諸将を高麗に赴かしめたが、その時の高麗王への詔書に、

略^上遣少中大夫秘書監趙良弼充国信使、期於必達、仍以勿林赤・王

國昌・洪茶丘將兵、送抵海上、比國信使還、姑令金州等處屯駐、所需糧餉、卿專委官赴彼、逐近供給、并鳩集金州旁左船鑑於金州需

待、無致稽緩置之。¹⁹

とあり、世祖は、趙良弼の日本に使して還る間、その発船地である金州(金海府)に勿林赤らの率いる蒙古兵を駐屯せしめることを伝え、高麗にその助力を命じているのである。この後、蒙古兵の金州駐屯に関する史料が散見する。おそらく本条の「金海府ニ屯スルノ兵」とは、この金州駐屯蒙古兵を指すものであり、「先ツ廿許人、日本國ニ送ル」とは、趙良弼ら遣日使一行を駐屯兵の中の一部と伝聞して、三別抄がこれを日本に伝えたものであろう。というのは、実際の趙良弼ら一行の来日人数は「百余人」と伝えられており、もし高麗朝廷の正規の報告とすれば余りに不正確であり、一方珍島の三別抄が情報を伝えたものと考えれば納得できるであろう。²⁰

また、第七・八条は、三別抄が蒙古の侵略にあくまで抵抗し、高麗を復興するという理念・憂国之情を述べたもので、三別抄が極めて強い民族意識に支えられていることを示し、独立政府を自任していたことを窺うに足る格好の史料と言えよう。

末尾の第二条は、情況の実見のための使節派遣を日本に要請したものでもあろうか。

むすび

以上、「高麗牒状不審条々」という文書の検討を中心にして、文永八年来の高麗使ならびにその齎らした牒状について考察を加えてきた。その結果、それは正規の高麗朝廷からのものではなく、還都に反対して決起し、珍島に拠つた三別抄から送られたものであった、ということは明らかにし得たと思う。この点については、すでに触れたように、根本氏が指摘しているのであるが、何分にも『吉統記』の記事のみによつて推測を加えられていたにすぎなかつたので、余り注目を集めるところとなつていなかつた。しかし、この文書によつて、同氏の推測を裏付けると共に、後考に俟つべきことが多いたが、その遣使の背景等について具体的に把握することができるようになつたと考える。

すなわち三別抄は、蒙古の来貢命令に従わない日本を同志と頼み、救援を求めるため、高麗王を詐称して一勿論、独立政府を自任する三別抄側には詐称の意識はなかったであろうが、使者を派遣し、牒状を送った。その牒状においては、蒙古を非難し、敵対するものであることを表明して日本の援助を期待し、食糧の補給、あるいは援兵等を要請したのであろう。そして、何よりも蒙古襲来の風聞を盛り込み、日本に恐怖感を抱かせ、味方に引きつけようとしたのではあるまいか。それはあたかも彼らが江都に反した時の行動、すなわち『高麗史』卷一〇裴仲孫伝に、

下略
仲孫与夜別抄指諭盧永禧等作乱、使人呼於國中曰、蒙古兵大至、殺戮人民、凡欲輔國者皆会毬庭、須臾國人大会、

と伝えられている方法と軌を一にするものと言えるのではあるまい。

私はこのように三別抄の日本への遣使事情を推測する。しかし残念なことは、これに対する日本側の応待が明らかでなく、三別抄の意図が那辺まで通じたか不明とする他にないことである。おそらく日本側では牒状の内容を的確に理解することができず、結局この前後の例と同様に返牒の沙汰には及ばなかつたのではないか。

いざれにせよ、これまで文永八年（一二二七）度の高麗使・同牒状については『吉統記』以外に史料がなかつたため、推測に頼る面が多かつたのであるが、「高麗牒状不審条々」なる一葉の文書には、この問題に関する未知の事実が伝えられており、蒙古襲来前夜の日・麗・蒙（兀）関係のみならず三別抄の乱について考察する上でも、本文書のもつ意義は極めて大きいと言ふことができるであろう。しかし、それは筆者の能く論ずるところではない。今はこの史料を紹介するにとどめる次第である。

〔註〕

(1) 『元史』卷六世祖本紀「至元六年八月丁卯条、同書卷一高麗伝、等参照。なお『元史』

は「百衲本二十四史」所収本に拠る。

(2) 川添昭二氏『蒙古襲来研究史論』（雄山閣・一九七七年）卷末文献目録、参照。

(3) 『吉統記』は『補史料大成』所収本に拠り、『勧修寺家旧藏記録』・『進献記録抄纂』等所収本を参考にした。

(4) 『五代帝王物語』（群書類從）帝王部・所収 統群書類從完成会本第三輯・四

四九頁。

(5) 『吉統記』文永八年十月二十三日条。

(6) あるいは蒙古使が來日して、日本の来貢しないことを問責する意味かとも思われるが、後掲の関東御教書には「蒙古人可襲來之由」云々とみえるので、これは蒙古の日本侵攻の意図を伝えたものとしてよいであろう。

(7) 『二階堂文書』・『小代文書』所収、文永八年九月十三日附関東御教書。

(8) 池内宏氏『元寇の新研究』（東洋文庫・一九三一年）一〇一～一〇二頁。

(9) 根本誠氏『文永の役までの日蒙外交』（特に蒙古の遣使と日本の態度）『軍事史学』第五号・一九六六年五月六〇頁。なお、池内・根本両氏の参照された『吉

統記』には「蒙古兵可來責日本歟、耀此外歟、救兵歟」とあつたごくである（山田安栄氏『伏敵篇』「吉川半七・一八九一年」所引本もほぼ同様であり、あるいは両氏ともに『伏敵篇』に拠られたのかとも想像される）ので、一層文意を的確に判断し難かったのであろう。

(10) なお、初め他の文字を書き、その上に重ねて書いた文字には、左傍に「」を附し、初めに書かれた文字が判読可能な場合には、右傍に「×」を冠して註した。

(11) 『高麗史』卷一高宗十九年六月乙丑条、なお『高麗史』は国書刊行会刊活字本に拠り、延禧大学東方学研究所刊影印本を参考にした。

高麗国王王祖

右 啓、季秋向闈、伏惟

大王殿下、起居万福、瞻企瞻企、我國臣事

蒙古大朝、稟正朔、有年于茲矣、

皇帝仁明、以天下為一家、視遠如邇、日月所照、咸仰其德化。今欲通好于貴國、而

詔寡人云、海東諸國

日本与高麗為近隣、典章政理、有足嘉者、漢唐天下、亦或通使中國、故遣書

寛政九年アメリカ傭船イライザ号初度の長崎来航

金井圓

はじめに

—中立国傭船の時代—

日蘭貿易が公式に開始されたのは一六〇九年（慶長十四）で、鎖国後も長く長崎を唯一の入国港とするオランダ船の来航が続いて開国を迎えた。⁽¹⁾ 第1表は、その二世紀半のオランダ船来航の歴史のうち、十八世紀末から十九世紀初めにかけて、つまり一七九五年（寛政七）から一八一七年（文化十四）に至る二三年間をとり、その間に長崎に入港した西洋の船舶の数と名前を列举し、在籍国名を付記したものである。この表でオランダ東インド会社の日本向け定期船は、一七九七年（寛政九）から一八〇七年（文化四）にかけて、一隻の例外を除いてすべて傭船であり、その内自国民からのもの二隻を除けば、すべてフランス革命以後ヨーロッパで続いた戦争には参加していない中立国に在籍する船であったことは注目すべき事実であり、この一一年間を、筆者はかねて中立国傭船期と呼んでいる。⁽²⁾ オランダ東インド会社はこの期間中に解散して、貿易は相つて政体の変る本国政府の直営となつたが、バタフィアの総督府が日蘭貿易の中心地であった点では変化がないので、中立国傭船期とは、オランダの対日定期貿易が、交戦国、とりわけイギリスとの摩擦を避けたため、バタフィア総督府の中立国籍の傭船により維持された時期である、と定義してもよからう。

東印度会社はすでに十八世紀半ごろからその貿易活動と植民活動との不均衡、すなわち蓄積された商業利潤が商業目的よりも一層多く国家目的に費されるという矛盾を痛感しており、それに植民活動におけるイ

ギリスの技術的優越が加わって、この世紀の末には經營の國家への委譲を考えるようになり、内部的には、一七九九年を目標に解散の準備が進められていた。⁽³⁾ そこへフランス革命軍による連合ネーデル蘭・共和國の解体（一七九四年）、バタフィア共和国の成立（一七九五年）といふ事件が起ると革命政府は重役会（一七人）を解散させ、東インド貿易領土事務委員会（二八人）が会社の国営化を強力に推進し、旧特許の残余期間の経過を待つて一七九九年十二月三十一日には会社を解散する日程が組まれるに至つた。イギリスに亡命したヴィレム五世は旧植民地に戦争終結までイギリス主権のもとにはいるよう勧告したが、バタフィアの高等評議会議長ネーデルブルフ以下当局者はこれを斥けて母国の連邦議会に忠誠を誓う一方、フランスの自由主義思想の植民行政への浸透を防いだ。対日貿易の推移については、フェーンストラ・カイベルの報告する通り純益不足が目立ち、幕府の貿易制限の進行と相まってその継続の積極的理由を覗く傾向にあつたが、なお東アジアにおける勢力圏の確保、古来の友好関係の維持の重要さから、バタフィアは対日信用の維持に努めた。中立国船を傭つても対日貿易を維持しようとするオランダ側の理由は、このようなものであつた。⁽⁵⁾

中立国側にとつても、事情はさまざまであつたが、やはり同じ時代の波のなかで、傭船提供の理由があつた。ナポレオン戦争の影響で、北欧を基地として東アジアに進出していたブレーメン・デンマークの船舶は、帰国の便宜を失つて、傭船となつた。当時長崎にいた商館長ヘイスベルト・ヘンミーの父オットーは他ならぬ旧ハンザ同盟の一都市国家で神聖ローマ帝国直轄のブレーメンに生まれ、オランダ東インド会社に入

註

りケープの長官代理にまで昇進した人物である。⁽⁶⁾アメリカ合衆国は独立戦争の終結（一七八一年）から対英戦争の開始（一八一二年）に至るセイレム貿易の時代に、多くの船舶を捕鯨と中継貿易のために太平洋に送つた。とりわけセイレムは、革命戦争を境に大西洋岸の漁港から一躍世界の造船・貿易基地へと発展し、この地の出身のクリーヴランド三兄弟はそれぞれ極東の航海記を残し、その二人が長崎を訪れた。⁽⁷⁾

日本は、十八世紀末といえば、ロシア船の南下が始まつてはいても、

まだケンペルの『鎖国論』（享和元年）もクーケ・バッケルの『天馬異聞』（文政年間）も訳出されず、鎖国の枠組のなかで主に金属の流出に対する

関心が幕府の貿易政策の中心をなしていた。一七九〇年（寛政二）老中松

平定信は、オランダについていえば船数を一隻、取引額を七〇〇貫（七〇〇〇〇タエル）その内銅の量を六〇万斤（六〇〇〇ピコル）としたか

ら、ヘンメイはその制限の緩和に努め、一七九四年（寛政六）には向う五ヵ年間取引額を七五〇貫、銅の量を六七万斤に増すこととなつたが、それは定高制開始当時（一六八五年）の貞享仕法の三〇〇〇貫の四分の一でしかなかつた。これが、中立国備船の開始当時の概況である。

第2表は、このようにして長崎を訪れることとなつた備船の船籍、船長名、彼らがバタフィア当局と締結した備船契約及び積荷証券、ならびに出島商館あてにバタフィア当局が送つた訓令の日付の一覧表である。イライザ号は、一七九七年と八年に来航し、その船長ウイリアム・ロバート・ステュワートはその後二度まで密航して、その史実については比較的よく知られているが、初度の来航については日本側・アメリカ側の史料が極めて少なく、これまで、せいぜいハンドリック・ドウフの回想録程度しか利用されずにいたが、オランダ側史料は少くない。⁽¹⁰⁾本稿の目的は、この初度の渡来のいきさつを少しく詳細に辿つて見ることにある。

第1表 長崎入港欧米船舶数(1795-1817)

年 代	種 別		定 期 船	その他	船 名(斜体のものは舗船)
	専属船	舗 船			
1795 (寛政 7)		1			Westcapelle
1796 () 8)					
1797 () 9)		A1			<i>Eliza</i>
1798 () 10)		A1			<i>Eliza</i>
1799 () 11)		A1			<i>Franklin</i>
1800 () 12)		A1	A1		<i>Massachusetts</i> , Emperor of Japan
1801 (享和 1)		A1			<i>Margarei</i>
1802 () 2)	1	A1			<i>Mathilda Maria</i> , <i>Samuel Smith</i>
1803 () 3)		A1	A2		<i>Rebecca</i> , Nagasaki, Frederic
1804 (文化 1)		N2	R1		<i>Maria Susanna</i> , <i>Gesina Antoinette</i> , Naezhdha
1805 () 2)		N1			<i>Resolute</i>
1806 () 3)		A1B1	A1		<i>America</i> , <i>Visurgis</i> , <i>Eclipse</i>
1807 () 4)		A1D1			<i>Moun Vernon</i> , <i>Susanna</i>
1808 () 5)			E1		<i>Phaeton</i>
1809 () 6)	1	[A1]			Goede Trouw. [<i>Rebecca</i>]
1810 () 7)					
1811 () 8)					
1812 () 9)					
1813 () 10)		→	E2		Charlotte, Maria
1814 () 11)		→	E1		Charlotte
1815 () 12)					
1816 () 13)					
1817 () 14)		2			Vrouw Agatha, Canton

(略号) A=アメリカ；B=ブレーメン；D=デンマーク；E=イギリス；N=オランダ；R=ロシア；f=行方不明；→定期船であるが英國支配下のもの

第2表 傭船と傭船契約(1797- 1807) 船籍国略号は第1表に同じ。傭船契約書のEは英文Dは蘭文Fは仏文を示す

年 代	船 名(船 籍 国)	船 長	日 付			商 館 長
			-般訓令	Charte Partij	Cognosment	
1797	Eliza(A)	W.R. Stewart	10 Jun 97	25 Mai 97 ED	9 Jun 97	Hemmij
1798	Eliza(A)	W.R. Stewart	26 Mai 98	18 Mai 98 ED	6 Jun 98	{ (Ras)
1799	Franklin(A)	J. Devereau	{ 26 Mai 98 11 Jun 99	{ 18 Mai 98 ED 31 Jul 99 FD	{ 6 Jun 98 12 Jun 99	
1800	Massachusetts(A)	W.V. Hutchings	5 Jun 00	12 Mai 00 ED	6 Jun 00	(Ras)
1801	Margaret(A)	S. Derby	16 Jul 01	8 Mai 01 ED	17 Jun 01	Wardenaar
1802	Mathilda Maiia(会社船)	G. Belmer		—	25 Jun 02	Wardenaar
	Samuel Smith(A)	G. Stiles	{ 11 Jun 02	18 Mai 02 ED	25 Jun 02	{ Wardenaar
1803	Rebecca(A)	J. Deal	17 Jun 03	17 Jun 03 ED	29 Jun 03	
1804	Maria Susanna(N)	G. Belmer	{ 5 Jun 04	{ 3 Mai 04 D 23 Mai 04 D	{ 9 Jun 04& 13 Jun 04&	{ Doeuff
	Gesina Antoinette(N)	A.Musquetier				
1805	Resolutie(N)	H.Voorman	11 Jun 05	23 Mai 05 D	11 Jun 05	Doeuff
1806	America(A)	H.Lelar		30 Apr 06 ED	11 Jun 06	{ Doeuff
	Visurgis(B)	G.Herklotz	{ 6 Jun 06	30 Apr 06 D	17 Jun 06	
1807	Mount Vernon(A)	J.Davidson	{ 4 Jun 07	12 Jun 07 ED	19 Jun 07	{ Doeuff
	Susanna(D)	G.Belmer		10 Jun 07 D	19 Jun 07	

日本外國關係史」(一九四三年刊)三〇一一三〇五頁所収の一覽表を主として「一九七六年秋、学期の東京大学文学部の講義「中立国傭船と鎖国」における加筆訂正した。

3 永積昭『オランダ東印度会社』(一九七一年刊)一六九頁以下。

4 J. Feenstra Kuiper,

Nederl Economisch-Histroisch Archief, 3) 's-Gravenhage, 1921. blz. 303—

305. 板沢武雄『日蘭貿易史』(一九四九年刊) 1111—1111頁。沼田次郎『王國』(一九四七年刊)。森田 Madoka Kanai, "Nederland en Japan, 1602—1860. (M.A.P. Melink-Roelofsz., ed. *De VOC in Azië*. Bussem, 1976.)

5 永積、前掲書。田保橋、前掲書。斎藤国具『アーチェル・ヘッド本』(一九一一年刊)。

6 Dieter Glade, *Bremen und der Ferne Osten.* (Veröffentlichungen aus dem Staatsarchiv der Freien Hansestadt Bremen, Bd. 34.) Bremen, 1966. Bl. 12—26. 船水監教授の御教示。

7 話への講義のやさしくてよくわかる博物館所蔵史料よりその写真を貼り付ける。

8 マトオカ・カナイ, *A diary of William Cleveland, Captain's clerk on board the Massachusetts*. Quezon City, 1965. (註説を増補した。)

9 斎藤、前掲書をはじめ近年の片桐一男氏の研究に及んで、多くの論文が再度来航とその擱坐浮揚に関する研究がある。

10 林輝編『通航一覧』には再度、三度の渡米のことは見えるが、初度の渡米についてはその北亞墨利加部(卷之三十一)の二度目の記事のなかに「右ヘチワルトは北アメリカ洲ニウーヨーク、則新阿蘭陀と申國ノ者御座候。長崎表(カカ)よりも、寛政九年より午未申年、連綿渡來候」など書かれてくるだけだ。リバーヨークをニューヨーク・ブルックリンに結びつけた説明したと思われる苦心も偲ばれるが、末年は第1表に見る通り術である。阿蘭陀國部八以降の御奉公筋(卷之三百四十六至八)によると年の風説書のことは見当たらない。しかし、この一連の中立國備船の第一号としてのライイザ号の来航が、幕府当局、少くとも出先官憲ならしその属僚、通詞たちに何らの衝撃を与えたかったはずではなく、だからこそ、翌々年着任し、のち一八〇二(享和三)年から一八一九(文政)二年まで商館長であったウツの日本回憶録

(Hendrik Doeffer, Jr., Herinneringen uit Japan. Haarlem, 1833. 邦訳、斎藤阿具『ヅーフ日本回想録』一九〔八年刊〕に「此船は日本國の面前並に航海中常に和蘭國旗を掲ぐることとし、又その船中には和蘭会社員一人乗組みたり。然して当時の甲比丹ヘンメーは、此船が實際会社の雇入れたるものにて、船中の積載物は悉く蘭国の貨物なることを保証せしが故に、其の入港は日本人によりて許可せられたり」(原書六一頁、訳書八一頁)と記してゐる。そのヘンメイの苦心が、くわゆる外國船打払令(一八一一〔文政八〕)一八四二〔天保一二〕の施行以前とは云々、従来の「大猷院様遺法」の再検討されつあった時代(田保橋、前掲書、三七七一三九〔頁〕)のことであつただけに、ただならぬものであつたことは予想される。以下の本論はこの予想を史実として証明することに當てられる。

一 傭船契約の成立

——海事法上の一事例——

傭船とは、海上運送とともに、船主と傭船者との間の対等かつ自由な行為であり、古来、海上企業の慣習として行われていた。蒸氣機関の発展による定期航路の開設以後ほど厳密なものでなくとも、物品の運送と傭船料の支払いを文書で約束する傭船契約は早くから見られたが、十八世紀末のバタフィア総督府による傭船は、船長の任免権を伴わない船員つき船腹利用の運送行為として行われたようである。

イライザ号自身が翌年長崎で擱坐し、浮揚後も呂宋で解体され、船長ステュワート自身もその後一度来日した挙句消息を絶つため、アメリカからは史料が得られず、従つてこの船がいつニューヨークを発ち、どのような事情でバタフィアにたどりついたかは皆目判らない。この船の名は、一七九七年五月二十五日の傭船契約書⁽¹⁾に「目下当碇泊地に滞泊中」として始めて現われるだけである。

その契約は、一七九一年ウイレム五世が任命したインド高等評議員たちのひとりヨハンネス・シーベルクとイライザ号船長ステュワートの間に取交されたもので、往復の運送、傭船料の現物支給から、儀装・航海

上の諸義務と違約の処置、貨物の積卸及び管理の責任の分担、糧食調達及び船員入院に対する便宜供与の弁済、日本入国不能のさくの処置に至る全一九条が各頁左に英文、右に蘭文で一一頁にわたって記され、日付のあと、両文に兩人各々の自署があり、その中間に蠟印一顆ずつを捺してある。今、日本オランダ商館文書中に残るのは同時作成四通の内の一通である。その訳文(標出は訳者による。以下同じ)を下に掲げる。

前文

我々、ともに下に署名したもの、すなわち先ず第一に、インド高等評議会員(蘭文「オランダ領インド」兼代理總督ヨハネス・シーベルクはオランダ領(蘭文「全オランダ領」)高等評議会員閣下等により上記の資格を賦与されて、かつ特許オランダ東インド会社の名において(○蘭文「東インド会社のため」か、○その名において特許された)この文書を契約しかつ通過させるとの今月二十日の決議に従い、荷主(運送人)として、

また、

第二に、目下当碇泊地に滞泊中のアメリカ船(蘭文「小イライザ・オヴ・ニューヨーク号」の船長ウイリアム・ロバート・ステュワートは、上記の六〇〇トン積みの船の所有者ならびに船主(貸付人)として、

相互に上記の船の運送につき同意に達したことを宣言しかつ証明し、同時にこの文書によつて以下の諸点に同意することを宣言するものである。すなわち、

第一条 第一署名者は上記の船の所有者(○蘭文「所有者」らびに「所持者」)として同船を上記の会社に貸付けるが、それは日本への航海を行ひ、そして同船に積込まれる貨物を、この首都バタフから上記の地への往路と復路と、ともに運送するためであり、かつまた、その対価としては砂糖一〇〇〇ピコル及コーヒードラム一〇〇〇ピコル、もしくは、それらの品々が現在個人あてに売られている値段すなわち、砂糖一ピコル当たり八ライクスダーレル、コーヒードラム一ピコル当たり五ライクスダーレルの割で計算された、それと同等の価値ある

ものが、彼の日本からの帰着にさいして、それらの品々で、もしくは、会社がそのさい売品として所持する他の品々で、支払われることとし、どの品も、許可を得た上、いかなる経費もかけることなく^{○蘭文「以上十四字を翻く。」}無料で船上に配達されることとし、同時に、もし船主が自ら上記の品々を他のどこの地へも輸出したくない場合は、彼はそれらの産物がバタフィアから輸出されることを条件として、自由に他の人々にこれを売却することができるものとする。

第二条 船主は、上記の船を彼自身の勘定に基づき、確實かつ堅固に、しかも上記の航海を行い、会社の積荷を積込むのにふさわしい状態で配備し、かつまた、前記の船が凡ゆる必要品を供給されるよう世話をするものとする。

第三条 上記の船は、遅くとも来る六月半ばには海上に出るため、可能な限り速かに、積荷を積込み当碇泊地を去る準備を整えるものとし、荷主^{○蘭文「の」}は、このことにつき凡ゆる必要な援助を与える義務あるものとする。

第四条 上記の船の乗員は、船長を含めて八一人とする。

第五条 この船に乗る船長と上級船員たちは、この傭船契約及びその他この航海のために別に起草されて上記の船に与えられる等の訓令の趣旨に従うべきものとする。

第六条 船長ステュワートは積荷が積込まれ、かつ乗員が正常な配置につけられ次第、彼の上記の船で目的港に向け前進し、その他において荷卸しが行われ、かつ再び積込みが行われてのちは可能な限り速かにこの首都に向け帰りの航海を進め、しかも、非常に緊急の理由をもたない限り、いかなる口実を設けても、他のいかなる港にも寄港しないこととし、そして、万一千そのような事態が生じた場合には、彼は彼の帰着にさいして充分にその事態に對して責任を負うよう義務づけられるものとする。

第七条 前記の船には荷主の特別の許可ある場合の他は、当地においても日本においても、いかなる種類の貨物も積込まれてはならない。但し、必要な糧食はこの限りでない^{○蘭文「積込まねても宜しい。」}。

第八条 違犯の場合、船主は六〇〇〇ライクスダーレルの罰金を徴収され、しかも総べての貨物は荷主の所得として没収されるものとする。

第九条 荷主は、上記の地への往復の航海を行うため彼が正当と考へる行政上ならびに航海上の要員を、運賃を支払うことなく乗船させることを許されるものとする。但し、これらの人々は彼等の必需品が荷主により提供されることとなつてゐるので、船主にはそれ以上のかかる迷惑をもかけることなく、船室に宿泊すべきこととする。

第十条 バタフィアより日本へ、また日本よりバタフィアに向

け会社が上記の船に積込む荷物の積荷証券は、船長ステュワートもしくはその代理人^{○蘭文「彼の人格を代表する者」}により署名さるべきものとする。但し、彼は往復とも、箱、桶なしし樽の数量を良好な状態で配達することに對してのみ署名し、その内容ないし重量については責任をもたないことで契約を満たすことができる。但し、そのことを積荷証券の末尾に明記することなしには、いかなる痛みのあらる、もしくは粗悪な箱、樽もしくは桶をも積込まないよう、注意することを義務づけられるものとする。

第十二条 荷主は総べての貨物を差別なく当地ならびに日本において無料で積み卸しすることを義務づけられることとし、かつ、船主は上記の貨物が船上に受領されるまでは、貨物に対する責任を負わないこととする。

第十三条 上記の船は日本に到着したさいには必ず荷卸しを行ひ、季節の状態及びかのかの地^{○蘭文「かの地」}の慣習に従い適切な時に發できる^{○蘭文「出」}ため、可能な限り速かに再び積込みを行うべき

禁品積載の
契約品止

違約金

乗客の處

積荷証券
の記載

貨物積卸
の責任

日本に於
ける積卸

こととする。

積荷の管 理 第十三条 積荷に関する総べての経費は荷主の勘定で支出され、しかも同人はまた、当地においても

いても必要な人員の補助を提供するものとする。

糧食の調 遠

第十四条 船主が何らかの糧食を必要とする場合、もし個人を通じて入手できないならば、それらは当地において、時価で彼に供給されるものとし、またもし日本で修理をしたいと望むなら、同地において、凡ゆる援助が彼に与えられるものとする。但し、総べては彼自身の勘定とする。

糧食船員 の療養

第十五条 もし彼の乗組員のうち誰かが病氣となつて船主が彼らを日本で入院させたい場合、事情により彼にはそうさせることが許されるものとする。但し、彼、船主は日本からの出発のさいには彼等を当地へ送り返すため必ず乗船させ、かつ入院費は彼の勘定とするものとする。

船長の債務弁済方

第十六条 第十四条及び第十五条に記された総べての支出については、船主は上記の船の船長としてその支出の勘定書一通に署名するよう義務づけられるものとする。それは彼の当地もしくはその他の地へ帰着ののちに^(○蘭文「ビ」)その支出額を補償し、もしくは運賃から差引くためである。

入港税

第十七条 上記の船長ステュワートはバタフィアに帰着したさい当地の碇泊料を免がれ、かつまた日本到着のさいもこの種の経費を免がれる。後者は荷主の勘定とするからである。

荷卸後の期間

第十八条 上記の船の当首都への帰着の翌日には荷卸しが開始されるべきものとし、その期間は一四日以上に亘らぬこととする。但し荒天で航行不能の日数は除外し、このような不利な場合は、船主は、上記の期間満了後、一日当り一〇〇ライクスダーレルを受領するものとする。

第十九条 前記の船が日本から帰着して本傭船契約第十条の趣

不能の処置 旨に従いその積荷を配達し終つたさいは、運送行為^(○蘭文「明記された運送行為」)

その全額、ならびに協定された産物は「船主の」利得と見なされるものとし、そのさい彼、荷主は、もし船主が、不測にも、彼自身がそのことの原因でないとの条件で^{(○蘭文「彼自身の」「もしくは(のみあり)」)}

航海から帰つたときは、それにもかかわらず、上記の協定された運送に対しても、彼が当地で上記の船に積んだ船荷を引渡したのちに、産物でなり、またはそれと同額の貨幣でなり支払が行われるとの条件に拘束されるものとする。

確認文書 上記の諸条項の実施のために我々はこの文書に通用の署名と印章^(○蘭文「手署と自署と誤り記す。」)を加えてこれを確認し、かつこの同文の契約書四通を作成した。

バタフィアにて一七九七年五月二十五日

J.S. シーベルク (自署・捺印)

W.M. R. ステュワート (自署・捺印)

○日付と署名とは英・蘭両文の末尾に中間に一顆宛を捺す。
夫々捺す。

傭船契約第五条・第十条に見える積荷証券は、バタフィア城にて一七九七年六月九日作成された総督メーステル・ピーテル・ヘラルドウス・ファン・オーフルストラーテン及びオランダ領インド評議会のため、オランダ東インド会社の上級商務員兼商館長メーステル・G・ヘンメイ宛に送られる積荷の品目別に数量・価格を記した五頁にわたるリストで、二通作られたものの一つが残り、ステュワートが自署し、誓約文言とも蘭文であるが、自署の上に「重量及び内容は知らず」との英語が加筆されているのは、契約の第十条但書によつたものである。リストは商品と事務用品と食糧に分け、総額七六四七八グルデン九ストイフェル八ペニングと評価されている。今その三者のうち商品部門の集計を、二年前の日本からの注文リストと対比すると、第3表の通りであり、いかに、両

日本入港

第3表 注文と供給の対比(1795:1797)

品名	Westcappelle 号での注文 (1795)	Eliza号での 船積量(1797)
Laaken 大羅紗	43 ps.	-
Laakenrassen 小羅紗	24 ps.	21 ps.
Croonrassen 織背板	130 ps.	7 ps.
Perpetuanen べるべとわん	150 ps.	520 ps.
Gingan taffachelas ぎがん鳴	900 ps.	1000 ps.
Chitsen patnassen 更紗の一種	1500 ps.	40 ps.
Armosijn 大海黄	40 ps.	10 ps.
Sjoucoutassen しくみたす鳴	20 ps.	10 ps.
Cherchanis しゅりしや鳴	20 ps.	-
D'herrijs 井柄鳴	30 ps.	-
Hamas fine 極上金巾	4000 lb.	100 ps.
Cattone garens 木綿糸	1000000 lb.	4000 lb.
Poeder zuijker 砂糖	2000000 lb.	500000 lb.
Sappanhout Bimas びま産蘇木	1000 lb.	34200 lb.
Moernagulen 母丁子	4000 lb.	1273 lb.
Peper zwarte 黒胡椒	4000 lb.	10000 lb.
Elephantstanden 象牙	4000 lb.	295 lb.
Thin Bancas ばんか錫	10000 lb.	37500 lb.
Bataviasche ongelden 会社支出金	-	2pa.

者との差が大きかったかが知られる。出帆までに、契約第一〇条に見える訓令もスティーフルトに渡され、たゞん英蘭両文が用意されたものと思われるが、蘭文の方の写⁽⁴⁾が契約書と同じ繰りに繰り返されてゐる。

註

- Origineel Chartie Partij gesloten tusschen de Heer Commissaris Generaal Sberg en den Capitain en Rheeder van't schip *the Eliza of Newyork*, William Robert Stewart. Batavia, den 25. Mai 1797. (Aankomende Briefen en Bijlagen van Haar Hoog Edelheden in A_o 1797 pr *the Eliza of Newyork*) (K.A. 11748) (S.H. Film: 6998—1—47—11; Print 7598—9—193) n.c.
 - Origineel Cognossement Factuur wegens hetgeene ter ordre van Mr. Pieter Gerardus van Overstraaten, Gouverneur-Generaal, enz. Batavia in't Kasteel den 9. Junij A_o 1797, geteekent door Wm. R. Stewart. (*Ibid.*: K. A. 11478)
 - Copia Generaal missive aan Mr. Willem Arnold Alting, Gouverneur-General, enz. Japan, ten Comptoir Nangasackij, den 17. November A_o 1795. (Afgaande Brief en Bijlagen d' A_o 1795. Voort Comptoir.) (K.A. 11739) (S.H. Film: 6998—1—42—7; Print: 7598—9—228) n.c. § 34.
- 4 同じシーアルクが一七九九年にボスニア船籍のトトハク^{トトハク}を帆船最^{モダニ}トトハク^{トトハク}から与えた英文の訓令の本文が Ralph D. Paine, *The ships and sailors of*

old Salem; the record of a brilliant era of American achievement. New York, 1909, rev. ed. 1923. pp. 220—225. しかし、内容には微妙な相異がある。エントリ Instructie voor Kapitaen Willem Robert Stewart, commanderende het Amerikanske schip *the Eliza of New-York* gedestineert naar Japan. (K.A. 11748 参一~四) トトハク^{トトハク}を題する船記録本とトトハク^{トトハク}を船主として記す。

日本に向かうアメリカ船イホイザ・オヴ・ニューヨーク号を指揮する船長ウイリアム・ロバート・スチュワートのための訓令

人々が北緯約15度ないし16度のところに来たら、以下の如く、日本の作法に従う準備に、一層多くの時間をかけなくてはならぬ。

1 帆柱の末端や帆柱の先端に船旗や長旗をつけて満艦飾にする。
2 首席バンヨース^オ彼らの乗船のため机一脚を置き、布で覆し、クラン^{マハ}一個を用意する。

3 乗組員、乗客、奴隸のそれぞれの名前、地位及び年齢を記した名簿を作りおこなう。

4 準士官たちや水夫たちの書籍は、祈禱書、十字架などとともに、統べてひとつの樽に納める。日本人はこれを密封して保管し、船が高鉢島に向かうとき返却する。

5 日本到着以前に船長は、準士官たちや水夫たちの現金を保管し、高鉢島へ向うとき持主に返すこと。日本では誰も現金での買物ができるため不便はないが密貿易はしない。各自必要ならばカピテンたちを通じて船内の銀貨相当の駄荷用貨幣と交換して使用すること。

6 田本が視界にはさうしたるオランダの船旗を帆柱^{マスト}、長旗を大檣櫓に揚げること。

7 右舷に唐王島^{カウノウ}、左舷に日本の陸地を見たる、唐王島の番所に対する九発の礼砲を発する。

8 左舷に高鉢島を見る通例するところは九発。

9 右舷左舷にそれぞれ將軍の番所を見て通例するところは、左舷に対してもみ、七発も九発。

10 日本の碇泊地に着いたる111錨。

11 伊王島を入ると日本人が商館長代理とともに乗船するので九発。できれば第一条の船旗・長旗を掲げるが、スペイン・ポルトガルの旗を除くこと。

オランダの船旗・長旗は第六条によること。

12 右の代表団が船を去るときも九発。

13 船をとりまく多数の小船には危害を加えぬよう注意すること。不幸な砲撃は重大な結果を招く。

14 港内では日本人による人員点呼があり、その後は望む者は上陸できるが、それ以前に、古来の習慣により、火薬六樽、矛六丁、火縄銃六丁、広刃の刀六振の武器弾薬を揚陸すること。何れも高鉢島に向うさい返却されが、もし火薬が船上に残してあつたら、充分注意して、揚陸したものが返還される以前には発射しないこと。疑わしい場合は荷卸し後といえども日本人の臨検がある。

その他の作法については、現地の会社職員から教えられる筈である。

認証了、書記 J・J・ケイゼル（自署）

二 バタフィアの訓令と風説書

——不安の連鎖——

イライザ号に限らずバタフィア仕出しの日本向け定期船は、必ず総督府で用意した文書数十通の綴じ込みを後任商館長もしくは資格ある社員に托して運んだ。⁽¹⁾一七九七年の「イライザ号により一七九七年高貴なる閣下等より到着した書翰及び付属書類」と題する、現存の日本商館文書の一冊⁽²⁾は、その綴じ込みに表紙を付した原本であり、二通の文書目録のあとにバタフィアから出た一般書翰を始め三七通の文書を含み、すでに見た契約書、積荷証券及び船長あて訓令はすべてこの中に収録されている。それらの文書は、本来ならば会社所属船の場合には含まれないものであるが、もうひとつ、形式上普通でない文書⁽³⁾が一般書翰と右の書類との間に挿入されている。それは、次のもので、英文、蘭文の二通あり、ともに同一内容のことを記し、スチュワートが署名し、蠟印を捺し、とくに英文の左上には円形の社章を捺し、捺印者の署名らしいものまで添え

られている。



私、下に署名したウイリアム・ロバート・ステュワートは、私の支配下にある船イライザ・オヴ・ニューヨーク号の所有者であるが、この文書によって、尊敬すべきオランダ東インド会社に対し、日本往復の一航海を行う目的で、私の前記の船を引渡すことと、すなわち譲渡することに同意するものであり、しかも、この理由のため私は、バタフィアにて去る五月二十五日付でオランダ東インド総督代理の資格をもつヨハンネス・シーベルク閣下と下に署名したウイリアム・ロバート・ステュワートとの間に協定された条項に見える通り、彼等⁽⁴⁾の正当と考えるところを行なうため、その期間中を限り、私の前記の船を前記の会社に譲渡することに同意するものであり、しかもまた、上記の船を上記の通り譲渡し、もしくは引渡すことを一層強力な方法で批准するため、私はこの文書に私の通用の署名の印章を加えてこれを確認した。

バタフィア、一七九七年六月九日

W·R·ステュワート（印）

このような、一時的にもせよ、船主が荷主に対して、船体 자체を譲渡する旨を約束する証文が作成された事情は、同じ綴りの最初に置かれた一般書翰⁽⁴⁾によって判明するが、この一般書翰自体が、総督及び評議員ではなく、高等評議員三名の名で書かれ、形式を備えた総督名儀の一般訓令のほうは、前総督及び評議員が前年作成して日本への便船のないまま保留してあつたものをそのまま添えてあることが一層注意を引く。その高等評議員三名連署の一般書翰は、いわば、この異常な時期のバタフィアの長崎に対する特別訓令であつたので、その要旨を下に引こう。

(1) 謹厳にして先見の明あり思慮深き閣下等よ、
わが共和国がイギリス国王とともに巻込まれており、しかも

なお続いている戦争のために、最高政庁は昨一七九六年には一隻の船をも日本へ貿易のため派遣することが不可能であったが、この不可能な状態は今なお続いているので、我々は船の着かないところから生ずる混乱より貴下等を救い出すため、かつ会社のために日本への航海を行うため、一外国船を雇うこととした。我々は北アメリカ船イライザ・オヴ・ニューヨーク号の船長ウィリアム・ロッパート・ステュワートと契約したが、その傭船契約はここに添えた写しの通りである。

(2) しかし会社の費用で外国船を傭つたことが現地人^{○日本に}どう受取られるか確かでないので、我々は、貴下等が必要と判断するとき利用できるよう、前記の船長ステュワートから見せかけに出された、同船が会社の所有である旨の証明書を認証した。貴下等は、努めて事情を説いて友好的通交を維持してほしい。

(3) 船長スティワートに日本入港のさいの手続を教えるため我々は、それに従うべき訓令を同人に与えたので、その写しを同封する。また同船の入港を一層確実にするため我々は、すでに度々日本に行つたことのある会社の海将ヤコブ・イエプセ・ロイトを添乗させた。必要のきは貴下等が日本人に同人を同船の司令官だと紹介してもよろしい。

(4) この船の積荷については、同封の積荷証券について見てほしい。

(5) この積荷を送るについて問題となるのは、一七九五年の注文書のことである。それについては長い間オランダ本国から船が一隻も来ないので別のものを送るが、贈物については貴下等が会社の利害と日本人の嗜好に応じて最適と判断する方法で処理してほしい。しかし注文書については貴下等は日本人に、来年こそは必ず充分に持渡ること、またこの度新規の注文もとり、変更の希望もあるならそれを聞くと伝えてほしい。

先の注文
の処置

使途金の
(6)

貴下等が上記の商品を処分して得られる資金の内より、来年の船をも日本へ貿易のため派遣することが不可能であったが、これは別として本年は会社職員に賃銀及び委託金を支払う権限を我々は貴下等に与える。それにより彼等にすでにできており、また来る一七九八年八月以前に生ずべき負債を完済させるためである。

の船荷流用の勘定(7) 上記の船は我々により秘密に派遣され、それ故船荷が全く輸送されないため、商館長は日本人個人から銅を買付けるための資金に不足を来すこともあるから、我々は貴下等に本方の金庫から商館長に必要な額を用立ててやる資格を与える。但しのちに当地で精算できるよう適切な証拠書類を作成しておくこと。

銅の注文(8) 上記の商品の売上金を必要と判断されるだけ積立てておく権限を我々は貴下等に与えるが、今年に限って銅は日本人から入手できる限り、来年の銅の割当額にかわりなく多量に、上等で生

まの日本小麦五〇ないし六〇袋とともに当地へ送つてほしい。

樟腦は不(9) しかし当地には樟腦は有り余っているので、日本人の感情を害しないならば、その輸出を謝絶すること。

同封する書類(10) 上に我々は本船の派遣が秘かに行われると述べたが、このことを些かも敵に知られぬようにするのに我々は責任をもつていい。

ならないが、このことが、この手紙を貴下等が我々から直接受け取り、最高政庁の手紙は、一七九五年に貴下等より当地へ送られた書類に対して作成されながら昨年発送されなかつた命令書以外何も受取らない理由である。

商館長留(11) 最後に、商館長ヘンメイの後任者を送りたいと考えていたが、しかし状況が許さぬので、我々は、彼と貴下等が清廉潔白に業務を遂行し常に会社の最大の利益となるよう尽力するものと信ずる。

以上、敬意をこめて、
バタフィアにて一七九七年六月十日

貴下等の良き友

S・C・ネーデルブルへ（自署）

P・L・ファン・ヘーレストラート（自署）

J・シーベルク（自署）

見られる通り、外国船を傭つた理由と目的、ライザ号を仮に会社の財産と見せかけた事情、船長には訓令を与え、上乗としてヤコブ・イエプセ・ロイトを添乗させること、積荷目録を送るが、二年前の注文書の額に満たないための処置、商館長の本方・脇方勘定流用の権限、バタニアの必要とする商品のことなどに加えて、派船の秘密裡に行われた事情、後任商館長の渡航しないことなど、十一項目を言い含めてあるのである。

ここで舞台は長崎に移る。一七九七年度蘭館日誌の七月から八月の記事⁽⁶⁾、ライザ号の到着事情をつぶさに記す。七月二十一日（寛政九年六月二十七日）船一隻接近の最初の信号がはいり、知事すなわち長崎奉行から商館長に祝意を表わす使いが来る。翌日午後五時三十分にはそれがオランダ船であるとの信号が出た。出島の代表者が船に派遣され、例の書類の綴じ込みは夜十時に出島に運ばれた。

しかし、案の定、出島の代表と同行した日本の役人は、異常な事態に感づいていた。それは、オランダ人がいろいろと有利な証言をしたにもかかわらず、この船が会社の船ではないとの疑惑が、ついで、明らかに外国船であるとの徴候が、奉行や、役人や、通詞たちを「極度の混乱と不安に陥れた！」のである。通詞たちは商館長に繰り返し答弁を求め、商館長ヘンメイは「私の上長である指揮者たちの最大の利益と名誉に確實に一致すると考えるだけの、しかも、そのことにより彼等主人たち（東印度会社重役等）が、私という人間が何らかの過誤を犯すことによりって私の本来の目的を見失つてはならないとの覚悟でいる」という事實に私を結びつけておくに足りるほどの、そんな大きな注意と沈着さ」を必要とした、と書いている。⁽⁷⁾ともかく、その場にやって来た通詞仲間の人々に、ヘンメ

イは恒例に従つてその場で風説書を手渡した。

風説書は、船の到着のその日に新任の商館長が通詞たちに示し、通詞たちが直ちに訳述して、その草稿を奉行所に持参し、奉行所の承認を得た上で数通淨書して、その一通が江戸へ運ばれる仕組であった。⁽⁸⁾一八五九年（安政六）の江戸城火災で、すべての原本は焼失したが、一通だけ書物方の近藤重蔵が借り出していたため、類焼を免れ、今日まで残っている。それが、この寛政九巳年の和蘭風説書⁽⁸⁾で、縦三三糸、横一四六・五糸の奉書紙三枚の継紙で、曰六月廿八日付と、「かびたんげいすべるとへんみい」の自署と通詞目付三島五郎助と、加福安次郎以下八名の通詞の捺印のある淨書本で、大要次の六箇条から成っている。

- (1) 本年度のオランダ船一隻は、五月廿四日（西暦一七九七年六月十八日、すなわち積荷証券の日付の十日後）に「咬啞吧」を出帆して無事に本日着岸したが、僚船はない。
- (2) 去々年長崎出帆の船（ウェストカッペレ号）はその年十一月十七日無事かの地へ到着した。
- (3) フランス国の臣下逆徒が国王と王子を殺したとの風説は去る寅年に申上げたが、その後逆徒を追討し、王孫の内より國主を立て平和となつた。しかし、さらにイギリスがオランダに押寄せてオランダ所領商館の向き向きへ乱入りし、ベンガルやコロマンデルの商館を横領した。

- (4) ロシアは女帝が逝去してトルコと戦つてゐる。デンマークとスエーデンと北アメリカの三国以外のヨーロッパ諸国は皆戦つていて、オランダ所領商館の向き向きへ乱入りし、ベンガルやコロマンデルの商館を横領した。
- (5) オランダ本國からの船が来ないので詳細は判らないが、オランダ本國からの船が来ないので詳細は判らない。ジャガタラへは荷物が来ないし、大船は軍用に供してて、「去年の儀は何分御当國に出船の手當難相成」、しかも航路には敵船がいて今年も長崎への派船は難かしかつたけれども、「色々評議が候処」、通例の航路を大船で通らず、東南寄りの別の航路を小船で渡すこと、その航路は暗礁が多いので、その辺の事情に詳